

8.11. 廃棄物等

8.11.1. 現況調査

現地調査は実施しない。

8.11.2. 予測

(1) 工事による影響（切土・盛土・掘削等）

ア 予測内容

(ア) 産業廃棄物

切土・盛土・掘削等、建築物の建設工事に伴う廃棄物の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況等とした。

(イ) 残土

切土・盛土・掘削等に伴う残土の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況等とした。

イ 予測地域及び予測地点

予測地域及び予測地点は事業予定地とした。

ウ 予測時期

予測時期は、工事期間中とした。

エ 予測方法

(ア) 産業廃棄物

造成工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量は、事業予定地内に残存する施設規模（撤去対象）から推定する方法とした。また、それらの再資源化率等を算定するものとした。

(イ) 残土

本事業では、工区を A-①、A-②、B-①、B-②、C の 5 つに区分し、段階的に造成を行う。それぞれの工区においては、圧密沈下対策としてプレロード工法を採用する計画であるため、圧密沈下終了後には残土が発生する。これら残土は、次の工区のプレロード用の土として転用していくことを前提として残土量を算定するものとした。

オ 予測条件

(ア) 産業廃棄物

① 事業予定地内に残存する施設の撤去

事業予定地内の土地利用現況は大部分が水田であるが、表 8.11-1 に示すとおり、アスファルト舗装された道路や農業用水路のほか、土地所有者によるドッグランなどが残存している。

本事業では、事業予定地内に残存するこれら施設の撤去に伴い、建設副産物の発生が想定される。

表 8.11-1 事業予定地内に残存する施設等

事業予定地内に残存する施設等	規模等
舗装道路	幅員 5.0m、L=1,200m、平均舗装厚 0.1m
農業用水路	ベンチリューム 300 L=1,770m RC 三面水路 1,000×600 L=230m 水路外壁 L=950m×2=1,900m
ドッグラン外周よう壁	コンクリートL型よう壁H=1m、L=260m

② 建物新築

本事業は、土地区画整理事業であるため、基盤整備までを工事期間としている。しかし、その後、戸建て住宅（440戸）や、集合住宅（55戸）、商業店舗の誘致（延べ床面積約 5,000 m²を想定）などが予定されており、これら整備によって建設副産物の発生が想定される。

住宅の新築に伴う産業廃棄物原単位は表 8.11-2 に、住宅の新築に伴い発生する産業廃棄物の再資源化率は表 8.11-3 に、商業店舗原単位調査サンプル一覧表は表 8.11-4 に、建設副産物の品目別排出施設・排出量実績及び割合は表 8.11-5 に、商業店舗の新築に伴う産業廃棄物原単位は表 8.11-6 に示すとおりである。

表 8.11-2 住宅の新築に伴う産業廃棄物原単位（戸あたり）

単位：kg/戸

項目	戸建て住宅 (ツーバイフォー工法)	集合住宅 (軽量鉄骨工法)
木くず	1864.40	588.10
紙くず	129.25	285.55
廃石膏ボード	928.45	914.90
ガラスくず及び陶磁器くず	221.45	198.30
廃プラスチック類	241.65	289.80
金属くず	36.35	184.25
繊維くず	0.60	0.60
混合残渣	—	6.10
処理困難物	5.30	28.45
合計	3427.45	2496.05

出典：「建築資材リサイクルシステム調査研究報告書」（平成 16 年 3 月、(社)日本建材産業協会）

表 8.11-3 住宅の新築に伴い発生する産業廃棄物の再資源化率（戸あたり）

項目	再資源化率
木くず	59～90%
紙くず	68%
廃石膏ボード	73～80%
ガラスくず及び陶磁器くず	0～23%
廃プラスチック類	34%
金属くず	93%
繊維くず	0%
混合残渣	0%
処理困難物	0%

※(社)住宅生産団体連合会、(社)プレハブ建築協会、住宅メーカーA社、住宅メーカーB社の資料より集計されている。
 出典：「建築資材リサイクルシステム調査研究報告書」
 (平成16年3月、(社)日本建材産業協会)

表 8.11-4 商業店舗原単位調査サンプル一覧表

No.	用途	構造	法定延床面積 m ²	発生量				委託処理				
				発生量 合計 t	発生 原単位 kg/m ²	場内外 利用 t	専ら物の 売却等 (無償取引含) t	分別による単品排出			混合排出 中間処理 施設 t	最終処分 最終 処分場 t
								再資源化 施設 t	中間処理 施設 t	最終 処分場 t		
事例1	店	S	3376	175.6	52.0	0.0	0.0	0.0	123.0	0.0	52.6	0.0
事例2	店	S	5476	206.0	37.6	0.0	0.0	4.0	102.0	0.0	100.0	0.0
事例3	店	S	3060	85.3	27.9	0.0	0.0	0.0	47.5	0.0	37.8	0.0
事例4	店	S	3000	115.7	38.6	0.0	0.0	19.5	53.8	0.0	42.4	0.0
事例5	店	S	3193	60.1	18.8	0.0	0.0	0.0	31.9	0.0	28.2	0.0
事例6	店	S	4247	140.2	33.0	0.0	0.0	0.0	87.3	0.0	52.9	0.0

注：法定延床面積3000 m²～6000 m²の事例を対象とした

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（平成23年2月、社団法人建築業協会）より抜粋

表 8.11-5 建設副産物の品目別排出施設・排出量実績及び割合

(平成21年：サンプル数619)

項目	専ら物売却	再資源化	中間処理
コンガラ		27,386t	33,007t
アスコン		7,538t	4,129t
廃プラ		2,179t	7,923t
木くず		12,114t	8,604t
石膏ボード		12,095t	4,359t
金属くず	10,281t	53t	1,418t
紙くず	3,408t	225t	4,310t
合計	13,689t	61,590t	63,750t

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（平成23年2月、社団法人建築業協会）

表 8.11-6 商業店舗の新築に伴う産業廃棄物原単位

単位：kg/m²

項目	場内外 利用	専ら物の 売却等 (無償取引含)	分別による単品排出			混合排出	最終処分		発生量
			再資源化 施設	中間処理 施設	最終 処分場	中間処理 施設	最終 処分場		
品 目 別 排 出 原 単 位	コンガラ	—	—	0.46	10.22	—	7.20	—	17.88
	アスコン	—	—	0.13	1.28	—	0.90	—	2.31
	廃プラ	—	—	0.04	2.45	—	1.72	—	4.21
	木くず	—	—	0.20	2.66	—	1.88	—	4.74
	石膏ボード	—	—	0.20	1.34	—	0.94	—	2.48
	金属くず	—	—	0.00	0.43	—	0.31	—	0.74
	紙くず	—	—	0.01	1.34	—	0.94	—	2.29
項目別排出原単位	—	—	1.04	19.72	—	13.89	—	34.65	

※「商業店舗原単位調査サンプル一覧表」から算出した処理項目別割合と「建設副産物の品目別排出施設・排出量実績及び割合」から算出

(イ) 残土

本事業では、工区を A-①、A-②、B-①、B-②、C と 5 つに区分し、段階的に造成を行う計画である。盛土の計画は、表 8.11-7 に示すとおりであり、計画地盤高まで盛土するための必要盛土量は、合計で約 31 万 m³であり、さらに、総載荷盛土約 11 万 m³を行い、沈下を促進する計画である。

なお、平均盛土厚は、東日本大震災による復興支援（圃場整備）の一環として表土を提供する現況地盤から 30cm 分を除外して、約 1.6m と計画している。

表 8.11-7 盛土計画

工区	盛土面積 (ha)	必要盛土量 (m ³)	計画載荷盛土量 (プレロード工法) (m ³)	転用土量 (m ³)
A-①	1.78	33,820	12,460	12,460
A-②	2.43	46,170	17,010	17,010
B-①	6.54	124,260	45,780	45,780
B-②	2.15	40,850	15,050	15,050
C	3.14	59,660	21,980	0
A-①※	0.22	5,030	—	—
計	16.26	309,790	112,280	112,280

※仮設調整池の埋立て

カ 予測結果

(ア) 産業廃棄物

① 撤去工事に伴う産業廃棄物

本事業の撤去工事に伴う産業廃棄物の発生量及び再資源化率は、表 8.11-8 及び表 8.11-9 に示すとおりである。

事業予定地内に残存する施設等の撤去に伴う産業廃棄物の発生量は 1,634t と予測する。

表 8.11-8 撤去工事に伴う産業廃棄物量

事業予定地内に残存する施設等	種類	発生容量	比重 ^{※2}	発生量
舗装道路	アスコン	発生量＝平均幅員 5m×総延長 1,200m×平均舗装厚 0.1m ＝600 m ³	1.80 t / m ³	1,080 t
農業用水路	コンガラ	発生量＝総延長 1,770m×原単位 120 kg/m ^{※1} ＝212 t (ベンチリューム 300) 発生量＝総延長 230m×原単位 390 kg/m ^{※1} ＝88 t (RC 三面水路 1,000×600) 発生量＝総延長 1,900m×原単位 60 kg/m ^{※1} ＝114 t (水路外壁)	—	414 t
ドッグラン外周よう壁	コンガラ	発生量＝総延長 260m×原単位 540 kg/m＝ 140 t	—	140 t

※1：「建設物価」（平成 24 年 3 月、(財)建設物価調査会）の同種・同規模の製品質量より算定。

※2：建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書（平成 16 年 3 月、(社)建築業協会）

表 8.11-9 撤去工事に伴う産業廃棄物発生量に対する再資源化率

事業予定地内に残存する施設等	種類	発生量	再資源化量	再資源化率 [※]
舗装道路	アスコン	1,080 t	約 1,058 t	98%
農業用水路	コンガラ	414 t	約 407 t	98%
ドッグラン外周よう壁	コンガラ	140 t	約 137 t	98%
合計	—	1,634 t	約 1,602 t	98%

※再資源化率の出典：建設リサイクル推進計画 2008（平成 20 年 4 月、国土交通省）

② 基盤整備後の新築に伴う産業廃棄物

本事業の造成及び基盤整備後の新築等に伴う産業廃棄物の発生量及び再資源化率は、表 8.11-10～12 に示すとおりである。

造成及び基盤整備後の新築等に伴う産業廃棄物の総発生量は約 1,818.4t と予測する。また、再資源化率（再資源化施設搬出量/総排出量）は、表 8.11-12 に示すとおり、67.0% と予測する。

表 8.11-10 住宅の新築に伴う産業廃棄物発生量及び再資源化量

単位：t

項目	戸建て住宅（440戸） （ツーバイフォー工法）		集合住宅（55戸） （軽量鉄骨工法）	
	発生量	再資源化量	発生量	再資源化量
木くず	820.3	611.1	32.3	24.1
紙くず	56.9	38.7	15.7	10.7
廃石膏ボード	408.5	312.5	50.3	38.5
ガラスくず及び陶磁器くず	97.4	11.2	10.9	1.3
廃プラスチック類	106.3	36.1	15.9	5.4
金属くず	16.0	14.9	10.1	9.4
繊維くず	0.3	0	0.03	0
混合残渣	0.0	0	0.3	0
処理困難物	2.3	0	1.6	0
合計	1508.0	1024.5	137.1	89.4

表 8.11-11 商業店舗の新設に伴う産業廃棄物発生量及び再資源化量

単位：t

項目	場内外 利用	専ら物の 売却等	分別による単品排出			混合排出	最終処分		発生量
			再資源化 施設	中間処理 施設	最終 処分場	中間処理 施設	最終 処分場		
品 目 別 排 出 原 単 位	コンガラ	—	—	2.30	51.10	—	36.00	—	89.40
	アスコン	—	—	0.65	6.40	—	4.50	—	11.55
	廃プラ	—	—	0.20	12.25	—	8.60	—	21.05
	木くず	—	—	1.00	13.30	—	9.40	—	23.70
	石膏ボード	—	—	1.00	6.70	—	4.70	—	12.40
	金属くず	—	—	0.01	2.15	—	1.55	—	3.71
	紙くず	—	—	0.04	6.70	—	4.70	—	11.44
項目別排出原単位	—	—	—	5.20	98.60	—	69.45	—	173.25

※再資源化量は、分別による再資源化施設への単品排出（5.20t+98.60t）=103.8 t

表 8.11-12 本事業の整備に伴う産業廃棄物発生量に対する再資源化率

	発生量	再資源化量	再資源化率
戸建て住宅	1,508.0t	1024.5t	67.9%
集合住宅	137.1t	89.4t	65.2%
商業店舗	173.3t	103.8t	59.9%
合計	1,818.4t	1,217.7t	67.0%

(イ) 残土

本事業では、プレロード工法による圧密沈下後に発生する土をそれぞれの工区毎に転用することで、表 8.11-13 に示すとおり、最後の C 工区造成終了時には、残土として約 22,000 m³が発生すると予測する。

表 8.11-13 残土発生量

工区	盛土面積 (ha)	必要盛土量 (m ³)	計画載荷盛土量 (プレロード工法) (m ³)	転用土量 (m ³)	残土量 (m ³)
A-①	1.78	33,820	12,460	12,460	0
A-②	2.43	46,170	17,010	17,010	0
B-①	6.54	124,260	45,780	45,780	0
B-②	2.15	40,850	15,050	15,050	0
C	3.14	59,660	21,980	0	21,980
A-①*	0.22	5,030	—	—	—
計	16.26	309,790	112,280	112,280	—

※仮設調整池の埋立て

(2) 供用による影響（施設の稼働、人の居住・利用）

ア 予測内容

事業活動に伴う廃棄物の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況とした。

イ 予測地域及び予測地点

予測地域及び予測地点は、事業予定地とした。

ウ 予測時期

予測時期は、事業活動が定常状態に達した時期とした。

エ 予測方法

人の利用に伴う廃棄物の種類ごとの発生量について、事業計画及び事例の引用・解析により予測するものとした。

オ 予測条件

(ア) 事業規模

本事業の計画人口は 1,380 人、業務・商業施設の延べ面積は約 3,000 m²である。

(イ) 居住により発生する廃棄物等の発生原単位

供用後の廃棄物排出原単位は、「平成 22 年度 一般廃棄物処理年報」（仙台市）によると、一人 1 日あたりの生活ごみ排出量は 619 g である。

(ウ) 商業店舗から発生する廃棄物等の発生原単位

小売店舗（物販）から排出する廃棄物の原単位は、表 8.11-14 に示すとおり、「大規模小売店舗立地法」に基づく「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」（平成 19 年 5 月 経済産業省）に示される原単位とした。

表 8.11-14 小売店舗（物販）に係る原単位（日発生量）

種 類		原単位
紙製廃棄物等	6,000m ² 以下の部分の原単位	0.208 t/千 m ²
生ごみ等	6,000m ² 以下の部分の原単位	0.169 t/千 m ²
その他の可燃性廃棄物等		0.054 t/千 m ²
プラスチック製廃棄物等	6,000m ² 以下の部分の原単位	0.020 t/千 m ²
金属製廃棄物等	6,000m ² 以下の部分の原単位	0.007 t/千 m ²
ガラス製廃棄物等	6,000m ² 以下の部分の原単位	0.006 t/千 m ²

注) 廃棄物の種類は以下のとおりとする。

紙製廃棄物等：ダンボール等再資源化可能なもの

生ごみ等：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における食品廃棄物等

その他の可燃性廃棄物等：上記以外の可燃性廃棄物

プラスチック製廃棄物等：飲料容器、食品品のトレイ等

金属製廃棄物：アルミ製、スチール製の缶等

ガラス製廃棄物：ガラス製容器等

出典：「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」

（平成 19 年 5 月 経済産業省）

カ 予測結果

基盤整備後に戸建て住宅等が立地し、事業予定地内全てに人が居住した場合、1日あたり発生する家庭系一般廃棄物の量は、表 8.11-15 に示すとおり、約 854kg と予測する。

また、基盤整備後に商業店舗が立地した場合、1日あたりに発生する廃棄物の量は表 8.11-16 に示すとおり、事業系一般廃棄物が約 2.16 t、産業廃棄物が約 0.17 t と予測する。

なお、事業予定地内の住宅で発生する家庭系一般廃棄物は、事業予定地内に整備するごみ集積所に一時的に分別保管され、処理にあたっては仙台市により適正に収集・運搬され、可能な範囲でリサイクルが行われ、それが困難なものについては適正に処理される予定である。

事業系一般廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）の第 3 条及び「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（平成 5 年仙台市条例第 5 号）の第 4 条第 2 項に基づき、入居テナントの事業者自らの責任において適正に処理される予定である。

表 8.11-15 家庭系一般廃棄物発生量

家庭系一般廃棄物原単位	計画人口	家庭系一般廃棄物発生量
619 g / 人・日	1,380 人	854.22kg/日

表 8.11-16 事業系一般廃棄物発生量（一日あたり）

	種 類	原単位	対象面積	日発生量
事業系 一般廃棄物	紙製廃棄物等	0.208 t/千 m ²	5 千 m ²	1.04 t/日
	生ごみ等	0.169 t/千 m ²	5 千 m ²	0.85 t/日
	その他の可燃性廃棄物等	0.054 t/千 m ²	5 千 m ²	0.27 t/日
産業廃棄物	プラスチック製廃棄物等	0.020 t/千 m ²	5 千 m ²	0.10 t/日
	金属製廃棄物等	0.007 t/千 m ²	5 千 m ²	0.04 t/日
	ガラス製廃棄物等	0.006 t/千 m ²	5 千 m ²	0.03 t/日
	合計			2.33 t/日

8.11.3. 環境の保全及び創造のための措置

(1) 工事による影響（切土・盛土・掘削等）

ア 保全方針の検討

事業予定地内に残存する施設等の撤去及び造成工事の実施並びに基盤整備後の新築等に伴い発生する産業廃棄物は約 3,388 t 発生し、プレロード工法により発生する残土は、事業区域内で転用後に約 22,000 m³発生すると予測した。産業廃棄物等の発生量を極力減らすために「廃棄物の発生量を抑制すること」を保全方針とした。

イ 環境の保全及び創造のための措置の検討結果

本事業の工事期間中において、造成及び基盤整備後の新築等に伴い発生する産業廃棄物並びに残土に対して、その量を抑制するために実行可能な環境の保全のための措置は、以下の①～④に示すとおりである。

また、その実施期間、実施主体及びその効果等については表 8.11-17 に示すとおりである。

①再資源化及び発生抑制

- ・発生する産業廃棄物は、可能な限り再資源化に努める。
- ・使用する部材等は、工場等での一部加工品や、完成品を可能な限り採用し、廃棄物等の発生抑制に努める。
- ・コンクリート型枠はできるだけ非木質のものを採用し、基礎工事や地下躯体工事においては、計画的に型枠を転用することに努める。
- ・発生する構造物残土等は、可能な限り事業区域内での再利用に努める。

②分別保管の徹底

- ・工事現場で発生した産業廃棄物及び一般廃棄物は、可能な限り分別し、リサイクル等再資源化に努める。

③適正な処理

- ・産業廃棄物等は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱」に基づき適正に処理する。また、廃棄物の回収及び処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づき、仙台市の許可業者に委託するものとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、適切に処理されることを監視する。

④環境負荷の低減に資する資材の利用

- ・工事に際して資材・製品・機械等を調達・使用する場合には、「仙台市グリーン購入に関する要綱」及び「仙台市グリーン購入推進方針」に基づき環境負荷の低減に資する資材等とするように努める。
- ・仙台市から、ガレキや土砂の再利用など復旧・復興事業への協力要請があった場合には、その内容を検討し、可能なものについては積極的に対応する。

表 8.11-17 環境の保全のための措置の検討結果整理

環境保全措置	再資源化及び発生抑制	分別保管の徹底	適正な処理	環境負荷の低減に資する資材の利用
実施期間	工事中			
実施位置	事業予定地内			
効果及び変化	工事実施状況に左右されるため、効果を定量的に把握できないが、実行可能な範囲で発生量を低減できる。	発生する廃棄物の内容に左右されるため、効果を定量的に把握できないが、実行可能な範囲で発生量を低減できる。	工事実施状況に左右されるため、効果を定量的に把握できないが、実行可能な範囲で発生量を低減できる。	
実行可能性	可能			
副次的な影響	なし			

(2) 供用による影響（施設の稼働、人の居住・利用）

ア 保全方針の検討

事業の実施により、事業予定地から発生する一日あたりの家庭系一般廃棄物の発生量は 854.22t、事業系一般廃棄物は 2.16 t、産業廃棄物は 0.17 t と予測した。廃棄物の発生は回避できないが、極力量を減らすために「廃棄物の発生量を抑制すること」を保全方針とした。

イ 環境の保全及び創造のための措置の検討結果

本事業の供用後において、発生する産業廃棄物の量に対して、その量を抑制するために実行可能な環境の保全のための措置は、以下の①～②に示すとおりである。

また、その実施期間、実施主体及びその効果等については表 8.11-18 に示すとおりである。

①発生量の減量化

- ・居住者及び商業店舗テナントに対するゴミ減量化の啓発を行う。

②分別保管の徹底

- ・ごみの分別保管が可能な集積所を整備し、居住者及び商業店舗テナントに対し、ごみ分別の徹底を促す。

表 8.11-18 環境の保全のための措置の検討結果整理

環境保全措置	発生量の減量化	分別保管の徹底
実施期間	供用時	
実施位置	事業予定地内	
効果及び変化	居住者等のに意識、啓発に左右されるため、効果を定量的に把握できないが、実行可能な範囲で発生量を低減できる	
実行可能性	可能	
副次的な影響	なし	

8.11.4. 評価

(1) 工事による影響（切土・盛土・発破・掘削等）

ア 回避低減に係る評価

(ア) 評価方法

調査及び予測の結果を踏まえ、本事業の実施により環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。

(イ) 評価結果

造成及び基盤整備後の新築等に伴い発生する産業廃棄物等は「資源の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき適正に処理し、廃棄物の回収及び処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づき適切に処理されることを監視することとしている。

これらのことから、造成及び基盤整備後の新築等に伴い発生する廃棄物の資源の有効利用や排出量の減量対策は、実行可能な範囲で実現できるものと評価する。

イ 基準や目標との整合性に係る評価

(ア) 評価方法

以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。

- ・「建設リサイクル推進計画 2008」（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再資源化率）
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物の再利用、適正処理の実施）
- ・「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（ごみ排出量及び資源化）

(イ) 評価結果

解体に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再資源化率は98%と予測した。

事業実施により発生する廃棄物の再資源化率は約64.7%と予測した。

工事期間は平成25年から27年（予定）であるが、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」の平成32年度（2020年度）におけるリサイクル率の目標値40%以上を満足することから、基準や目標との整合を図ることができるものと評価する。

(2) 供用による影響（施設の稼働、人の居住・利用）

ア 回避低減に係る評価

(ア) 評価方法

調査及び予測の結果を踏まえ、本事業の実施により環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。

(イ) 評価結果

事業予定地内の住宅で発生する家庭系一般廃棄物は、事業予定地内に整備するごみ集積所に一時的に分別保管され、処理にあたっては仙台市により適正に収集・運搬され、可能な範囲でリサイクルが行われ、それが困難なものについては適正に処理される予定である。

事業系一般廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）の第 3 条及び「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（平成 5 年仙台市条例第 5 号）の第 4 条第 2 項に基づき、入居テナントの事業者自らの責任において適正に処理される予定である。

これらのことから、居住者及び入居テナント事業者により、実行可能な範囲で回避・低減が図られるものと評価する。

イ 基準や目標との整合性に係る評価

(ア) 評価方法

以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号）
（廃棄物の再利用、適正処理の実施）
- ・「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）（ごみ排出量及び資源化）

(イ) 評価結果

「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」によると、仙台市では平成 32 年度（2020 年度）におけるリサイクル率の目標値は 40%以上とされている。

この目標を達成するために、分別排出の徹底などの環境の保全及び創造のための措置を講ずることから、基準や目標との整合は図られているものと評価する。

(3) 東日本大震災からの復旧に係る評価

ア 評価方法

復旧は長期にわたるため、その詳細な内容、進捗等については未知数である。そのため、予測評価を行う時点で、明確になっている事項や確実に想定できる事項については、必要に応じて予測条件に盛り込み、定性的に予測・評価した。

イ 評価結果

霞目雨水幹線の西側に位置する事業予定地及びその周辺は、地震時の津波による海水の浸水はなく、がれき等の堆積も確認されていない。

震災による大量のがれきの処理が進められている中、本事業の実施により発生する産業廃棄物等の再資源化や処分先の確保が困難になることが想定されることから、事業実施の際は十分な留意が必要であると評価する。

また、仙台市から、ガレキや土砂の再利用など復旧・復興事業への協力要請があった場合には、その内容を検討し、可能なものについては積極的に対応することから、東日本大震災からの復旧に貢献が可能であると評価する。